

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日 ~ 令和 8年 4月 1日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業から復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力向上のための取組

<対策>

- 令和 5年 4月～ 今回も引き続き職員が能力向上を図る上で問題と考えることの調査開始、問題点の整理と対策の検討開始。
- 令和 5年度～ 能力向上に利用できる院外セミナーやインターネット情報の提供。管理職を対象として指導方法の研修や使用教材の紹介提供を行う。院内掲示板や月一回の全体朝礼での啓蒙活動の実施。

目標2：女性労働者の育成に関する管理職研修等の実施

<対策>

- 令和 5年11月～ 管理職および管理職手前の職員に対し、職員能力向上における管理職の責任についての理解度をアンケート調査し、問題点の整理と対策の検討開始
- 令和 5年12月～ 院内組織構成や管理職の立ち位置から、職責と権限を理解して職員能力向上に取り組む意識醸成の院内研修実施。

目標3：管理職を含む全職員が利用できる、能力向上の上での悩みなどを相談できる窓口の創設と利用促進

<対策>

- 令和 5年 4月～ 相談窓口の創設と院内への周知
- 令和 5年 12月～ 相談内容と解決策などの開示。研修・院内レポートなどでプライバシーには配慮した範囲での公表を行う